

議 事 録

会議の名称	第 3 回上牧町学校統合準備委員会（PTA 部会）会議
開催日時	令和 5 年 10 月 16 日 午後 2 時 00 分から
開催場所	上牧町役場 西館 2 階 第 6 会議室
出席者 (委員等)	大河内部会長、堀江委員、吉川委員、松永委員、村川委員
出席者 (事務局等)	教育総務課長、教育総務課長補佐、教育総務課 主事
傍聴の有無	なし
議事録の 作成方法	要点筆記（簡易対話形式）
会議の議事	1. 開会 2. 会則の統合に関する検討について 3. その他（連絡事項等） 4. 閉会
会議資料	・ PTA 部会資料 3：「〇〇中学校 PTA 会則（案）」
決定事項	なし
特記事項	・ 資料に合わせ発言順を入れ替えて議事録を作成
次回日程	未定

内 容（簡 易 対 話 形 式）

1. 開会

事務局 定刻により開会する。

 なお、本会議は「上牧町審議会等の設置及び運営に関する規則」第10条の規定に基づいて公開とし、会議録作成のためＩＣレコーダーで録音していることについてご了承いただきたい。

 それでは、配付資料について確認する。

（事務局が配付資料を確認）

2. 会則の統合に関する検討について

大河内部会長 それでは案件事項を進める。本日の会議は年度の委員交代があってから最初の開催となるが、昨年度の協議にて会則案については概ね取りまとめられている。このことについては引継ぎを受けていることと思うが、本日の会議では事務局からの資料説明等を踏まえた最終調整としてご意見等をいただきたい。

 まず、PTA 部会資料3：「〇〇中学校 PTA 会則（案）」に関して、事務局から説明をお願いします。

（資料について事務局が説明）

大河内部会長 ただいまの説明について、何か質問等はあるか。

（意見等なし）

大河内部会長 それでは、資料中1条から順に確認していきたいと思う。まず

1 条の「名称及び事務局」について、何か意見等はあるか。

堀江委員 新たな中学校の学校名はいつ頃決まるのか。

事務局 現在、小中学生を対象とした募集、一般町民を対象とした募集を並行して進めている。今後、応募があった上位 4 案にて小中学生を対象に最終投票を実施し、学校統合準備委員会、町教育委員会、町議会での審議等を経て正式に決定する流れとなる。時期としては概ね年度内での決定を見込んでいる。

大河内部会長 ほかに意見等はあるか。

(意見等なし)

大河内部会長 続いて 2 条の「目的及び方針」について、意見等はあるか。

(意見等なし)

大河内部会長 続いて 3 条の「会員」について、意見等はあるか。

(意見等なし)

大河内部会長 続いて 4 条の「役員」について、意見等はあるか。

吉川委員 役員の選出方法に関する記述がないことが気になる。現行の上牧第二中学校会則には具体的に「1 家庭 1 回まで」等の記述がある。次年度の役員選考は選考委員会が行うものと思われるが、役員になることを負担に思う保護者が多くいるなかで、選考委員の心理的負担も大きい。このことについては選考方法等の基準を

明記する必要があるように思う。

村川委員 学級委員の選出方法等については、本則第6条1項に「別に定める規定に基づき」とあり、委員選出規定が別途定められている。役員についても同様の規定があるといいのではないか。

事務局 もともと両中学校の会則等に役員選出規定はない。これは、学級委員が専門委員との兼ね合い等から体系がやや複雑であることを踏まえて別途定められているのに対し、役員は会長、副会長、書記、会計と比較的単純な構成であるためだと推察する。ただ、ご指摘のように選考時の負担等を考えるのであれば、学級委員選出規定と同様に役員選出規定を定めることも可能である。

大河内部会長 それでは、役員選出基準等については別途規定を定めるとし、事務局にて追加いただければと思う。

吉川委員 役員が学級委員に選出されることはあるのか。

事務局 委員選出規定4-(4)で当該年度の役員内定者は選出対象から除外することとなっているので、選出されることはない。

大河内部会長 ほかに意見等はあるか。

(意見等なし)

大河内部会長 続いて5条の「会計監査委員」について、意見等はあるか。

(意見等なし)

大河内部会長 続いて6条の「委員」について、意見等はあるか。

松永委員 上牧中学校規約にもある進路対策委員会は本校（上牧第二中学校）にはない。具体的にどのようなことをするのか。

堀江委員 進路関係資料の掲示、進路説明会の補助等を行う。今は選考委員会と合わせて進路対策・選考委員会となっているが、本日の資料ではそれぞれに分かれている。

村川委員 上牧中学校は高校のポスター等の掲示物が多い印象がある。

大河内部会長 本日の資料では学級委員が各学級から3名、そして学級委員は専門委員を兼務することとなっており、1年生保護者が広報委員会、2年生保護者が進路対策委員会、3年生保護者が選考委員会に所属することとなっている。これは昨年度の協議を踏まえたものであるが、学級委員が属する各学年委員会の正副いずれかの委員長と各専門委員会の正副いずれかの委員長は兼務を免除できることとする方がいいのではないか。両方で正副いずれかの委員長に当たってしまうのは負担が大きすぎるように思う。

吉川委員 第7条に「委員会の任務」が規定されており、同条第2項に正副委員長の互選に関する規定がある。同項にただし書きとして兼務不可の旨を記載すればいいのではないか。

村川委員 各学級3人ずつというのは多く感じる。

大河内部会長 統合時には各学年4学級となる見込みであり、生徒数も増加する。これに伴い保護者数も増加するので、それに合わせた基準設定ということである。なお、本会則は今後の学校規模の変動や

社会情勢等に合わせて適宜見直していくことを前提としていることから、必要に応じて選出人数を減らしていくこともできる。

それでは、各学年委員と各専門委員会で正副いずれかの委員長は兼務を免除できるようにするという点について、異議等はあるか。

(異議等なし)

大河内部会長 それでは、各学年委員会と各専門委員会での正副委員長の兼務は不可とし、その旨を本則第7条第2項にただし書きとして追加する。また、本修正は組織図を表した別表第一(資料P.10)にも可能であれば追記いただきたい。事務局には修正をお願いしておく。

続いて、第8条の「総会」について、意見等はあるか。

(意見等なし)

大河内部会長 続いて9条の「理事会」について、意見等はあるか。

吉川委員 同条第6項はどういったものか。

事務局 同項は第5項第4号「総会を開くいとまのない緊急性が高い事項」について総会に代わり理事会にて議決できること、また、そうした場合には次に開かれる総会にて経過等を報告しなければならないことを定めている。

大河内部会長 ほかに意見等はあるか。

(意見等なし)

大河内部会長 続いて 10 条の「役員会」について、意見等はあるか。

(意見等なし)

大河内部会長 続いて 11 条の「会計」について、意見等はあるか。

吉川委員 統合時に繰越金等がない状態では運営が難しいと思われるが、両校の会費持ち寄りについてはどうするのか。

大河内部会長 それについては未定であるが、おそらく生徒一人当たりの基準額を定め、基準日における生徒数で按分して持ち寄ることになるかと思う。

ほかに意見等はあるか。

(意見等なし)

大河内部会長 続いて 12 条の「諸規定」について、意見等はあるか。

(意見等なし)

大河内部会長 続いて「委員選出規定」について、意見等はあるか。

(意見等なし)

大河内部会長 本規定 4—(1)～(5)では選出除外者について定められているが、学校コーディネーターは選出対象外としないのか。日頃から学校運営等に資する活動をしていただいているので、兼務となれば負担も大きいと思うのだが。

吉川委員 兼務は負担が大きいと思う。学校コーディネーターについては選出対象外とし、それに合わせてⅠ号様式（資料 P.8）も修正してはどうか。

大河内部会長 このことについて、異議等はあるか。

（異議等なし）

大河内部会長 それでは、学校コーディネーターは選出対象外とする。
続いて、P.6～7 の各種規定、P.8～9 の各種様式について、意見等はあるか。

（意見等なし）

大河内部会長 最後に「別表第一：組織図」について、意見等はあるか。

村川委員 図表中「上記以外〇名」という記載があるが、分かりにくいように思う。学級数によって学年単位の学級委員の選出人数が変動することからこのような表記にしていると思われるが、この「〇名」という表記は除いた方がいいと思う。

大河内部会長 このことについて、異議等はあるか。

（異議等なし）

大河内部会長 ほかに意見等はあるか。

（意見等なし）

大河内部会長 それでは本日の協議案件は以上となる。修正すべき箇所が複数あるが、これについては事務局に一任しておく。

3. その他（連絡事項等）

大河内部会長 それでは、委員又は事務局から何か連絡事項等はあるか。

（連絡事項等なし）

大河内部会長 それでは、本日の案件事項は以上となるため事務局に進行を移したいと思う。

4. 閉会

事務局 以上をもって第3回上牧町学校統合準備委員会（PTA 部会）
会議を閉会する。

以上